

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社りそなホールディングス 代表執行役社長 東 和浩
【住所又は本店所在地】	東京都江東区木場1丁目5番65号
【報告義務発生日】	平成30年2月14日
【提出日】	平成30年2月20日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社関西アーバン銀行
証券コード	8545
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社リそなホールディングス
住所又は本店所在地	〒135-8582 東京都江東区木場1丁目5番65号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成13年12月12日
代表者氏名	東 和浩
代表者役職	代表執行役社長
事業内容	銀行等子会社の経営管理、ならびにそれに付帯する業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都江東区木場1丁目5番65号 株式会社 リそなホールディングス リスク統括部 近藤 圭
電話番号	03-6704-3840

(2)【保有目的】

本経営統合(後記「(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約」において定義される。)を目的とした保有

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	84,029,200		0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 84,029,200	P 0	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		84,029,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0

保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

- ・株式会社関西アーバン銀行 第一種優先株式 73,000,000株

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年2月14日現在)	V	146,791,891
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		57.24
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		49.73

上記提出者の株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

- ・株式会社関西アーバン銀行 第一種優先株式 49.73%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年2月14日	普通株式	11,029,200	7.51	市場外	取得	1503

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1 提出者、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」)、株式会社みなと銀行(以下「みなと銀行」)、発行者及び株式会社近畿大阪銀行(以下「近畿大阪銀行」)の6社(以下、6社を併せて「全当事者」)は、2017年9月26日付で締結した統合契約書(以下「本統合契約」)において、関係当局等の許認可等が得られること等を前提として、本経営統合(みなと銀行、発行者及び近畿大阪銀行の3社の経営統合をいう。)に関し、主要な行為として、以下の各行為を実行することについて合意している。

提出者が、中間持株会社(以下「本持株会社」)を、必要な許認可等の取得後、速やかに設立し、みなと銀行及び発行者が、本持株会社との間で、それぞれ株式交換契約を締結すること

本持株会社設立後、提出者がその保有する近畿大阪銀行の株式の全部を本持株会社へ譲渡すること

上記及びの実行後、みなと銀行及び発行者が、臨時株主総会(発行者にあっては、第一種優先株式及び普通株式の株主による各種株主総会を含む。)を開催し、株式交換契約の承認を含む議案を上程すること

上記の臨時株主総会における株式交換契約の承認後、提出者が、みなと銀行及び発行者の各普通株式を対象とする公開買付けをそれぞれ実施すること

上記の公開買付けの決済完了後、提出者が、2018年2月20日又は提出者及び三井住友銀行が別途合意する日に、三井住友銀行から、その保有する発行者の第一種優先株式73,000,000株の全部を譲り受けること

上記乃至の実行後、2018年4月1日又は全当事者が別途合意する日(以下「本クロージング日」)に、本持株会社によるみなと銀行及び発行者との株式交換をそれぞれ実施すること

2 本統合契約においては、提出者及び三井住友銀行は、本統合契約の締結日から本クロージング日までの間、提出者又は三井住友銀行の保有する第一種優先株式につき、第一種優先株式の内容として定められる普通株式又は金銭を対価とする取得請求権のいずれをも行使しないものとされている。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	90,576,888
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	0
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	90,576,888

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地